

# 香川県精神保健福祉士協会規約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条（名 称） 本会は香川県精神保健福祉士協会と称する。

第 2 条（事務局） 本会の事務局は、事務局長が所属する機関に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条（目 的） 本会は、会員の資質の向上を図るとともに、会員相互の連携・協力を促進して、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、香川県の地域精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。なお、この目的は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び同香川県支部と連携・協力して達成するものとする。

第 4 条（事 業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の研究の促進と資質の向上を目的とする会合の開催
2. 機関誌その他の発行物の発行
3. 精神保健福祉（精神医学ソーシャルワーク）に関する調査、研究
4. 関係諸団体との連絡及び協力
5. 本会の組織運営に関して協議する総会及び会議の開催
6. 公益社団法人日本精神保健福祉士協会への入会等の情報提供
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

第 5 条（資 格） 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条の規定により精神保健福祉士の登録を受けた方で、香川県内に勤務または在住する者であり、（公社）日本精神保健福祉士協会への入会を果たしている者

第 6 条（入会・退会） 本会に対する入会は既定の書式並びに精神保健福祉士登録証のコピーをもって事務局に申し出るものとし、事務局にて（公社）日本精神保健福祉士協会への入会確認ができた後、役員会の承認により決定する。退会は、既定の書式をもって事務局に申し出るものとする。但し、正当な理由がなく会費を2年以上滞納したときは、役員会の決定を持って、会員の資格を喪

失するものとする。また、会員は（公社）日本精神保健福祉士協会を退会した際には、速やかに既定の退会用紙をもって本会に退会を申し出なければならない。なお、事務局における確認により（公社）日本精神保健福祉士協会の退会が確認された際、役員会の決定を持って、会員の資格を喪失するものとする。

第7条（休 会） 本会の会員において、妊娠・出産・介護・療養・その他諸事情により、本会活動への参加が困難になった者については、既定の書式をもって事務局に申し出るものとし、役員会の承認により決定する。休会を認められた者は、翌年度に限り休会とし、会費が免除される。但し、本会研修会への参加、並びに各広報誌を受け取ることは認められる。また、休会が認められた年度の総会議決権は有しない。

#### 第 4 章 理 事

第8条の1（理 事） 本会に次の理事を置く。尚、理事は公益社団法人日本精神保健福祉士協会の役員と兼任できるものとする。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名以内
3. 事務局長 1名

第8条の2（選 任） 理事は会員による選挙で選出された者とする。

第8条の3（任 期） 理事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条の4（職 務） 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故がある時や不在時には副会長がその職務を代行する。

第8条の5（役員会） 本会に役員会を置く。  
(2) 理事は会員の中から若干名の役員を任命する。  
(3) 理事は役員会を組織し、会務を執行する。  
(4) 役員会は理事、会計及び他の役員で構成される。

#### 第 5 章 監 事

第9条の1（選 任） 監事は2名とし、会員による選挙で選出された者とする。ただし、監事は理事及び役員を兼任することはできない。

第9条の2（任期） 監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第9条の3（職務） 監事は本会の業務及び会計の状況を監査する。

## 第6章 総会及び会議

第10条（総会及び会議） 会長は年1回総会を開催する。総会は本会の最高決議機関である。

- (2) 総会は会員の過半数を持って成立する。
- (3) 議長は会員の中から選出する。
- (4) 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
- (5) 会議は必要に応じて会長が開催する。会議は総会、臨時総会、理事会、役員会とする。

## 第7章 会計

第11条（会費） 本会の会費は、次のとおりとする。

年会費 3,000円

第12条（会計） 会計報告を年1回年度末に行う。

- (2) 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第8章 規約

第13条（規約の変更） 規約の変更は、総会にはからなければならない。

### 附 則

1. この規約は、2005年6月25日より施行する。
2. 会員は会長に対して本会の活動方針、運営などに関する意見具申、異議申し立てができるものとする。
3. 会長は会員の3分の1以上から意見具申、異議申し立てがあった場合には、速やかに役員会を開催しなければならない。
4. 会長は理事会、役員会での議事検討内容を、全会員に機関誌あるいはホームページ上にて報告する。緊急を要する場合は、別途文書にて報告する。

附 則（2008年5月31日一部改正）

1. この規約は、2008年5月31日より施行する。

附 則（2018年5月27日一部追加改正）

1. この規約は、2018年5月27日より施行する。

附 則（2024年3月2日一部追加改正）

1. この規約は、2024年3月2日より施行する。